

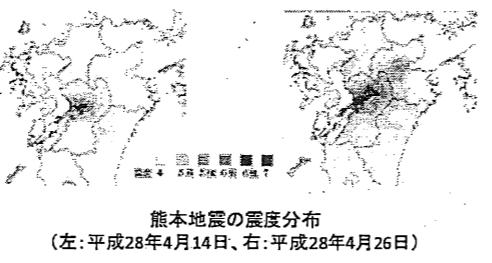
第1章 計画策定の背景

第1章では、計画策定の背景として、近年の地震災害や風水害の事例を述べるとともに、国における対策の検討状況等について整理する。

1 近年の地震災害事例と国の取組

(1) 近年の地震災害事例

- ①平成23年東日本大震災
- ②平成28年熊本地震



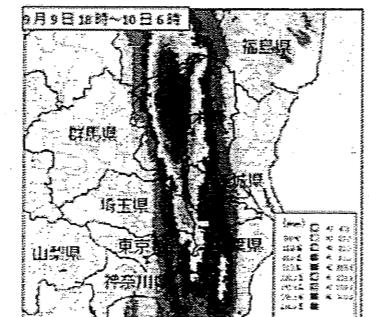
(2) 国の地震・津波対策の取組方向

- ①災害対策基本法の見直しの概要
- ②「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の概要
- ③「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の概要
- ④「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)」の概要

2 近年の風水害事例と国の取組

(1) 近年の主な風水害事例

- ①平成27年9月関東・東北豪雨
- ②平成28年台風第10号
- ③平成29年7月九州北部豪雨
- ④平成29年台風第21号
- ⑤平成29年1月14日から16日にかけての大雪



(2) 国の風水害対策の取組方向

- ①水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループでの検討結果
- ②総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループでの検討結果
- ③水防法、土砂災害防止法の改正
- ④洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループでの検討状況

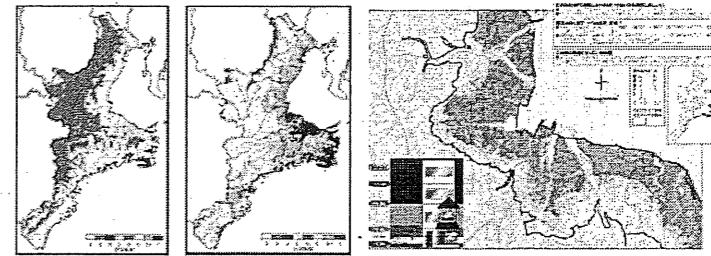
第2章 対策上想定すべき災害の様相

第2章では、三重県の防災・減災対策の前提となる地震や風水害について、その様相や対策の考え方についての概要を示す。

1 三重県が対策上想定すべき地震

(1) 南海トラフ地震の様相

- ①ハザード予測結果
- ②リスク予測結果



(2) 内陸直下型地震の様相

- ①ハザード予測結果
- ②リスク予測結果

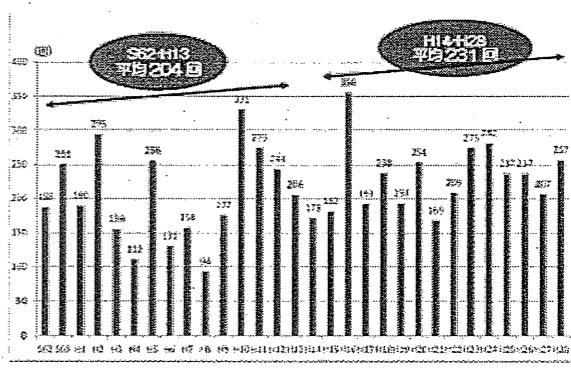
(3) 地震対策の考え方

- ・「過去最大クラスの南海トラフ地震」は、ハード・ソフト両面から県が直ちに取り組まなければならない地震・津波対策の基本となるもの。
- ・「理論上最大の南海トラフ地震」は、「津波から逃げるために最善を尽くす」、「津波から逃げて命を落とさない」ための対策を講じるものとする。
- ・「内陸直下型地震」は、内陸部における揺れ対策に生かしていくことを目的としたもの。

2 三重県が対策上想定すべき風水害

(1) 近年の気象の傾向

- ①台風の発生傾向
- ②大雨の発生傾向
- ③竜巻・大雪の発生傾向



三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の構成案について（2/4）

第3章 「新地震・津波対策行動計画」、「新風水害対策行動計画」の検証と結果

第3章では、県内の防災・減災対策がどの程度進捗し、現在、どのような課題があるのかを明らかにするため、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」におけるこれまでの取組を検証する。

1 県内の防災・減災対策の取組実績

現行行動計画により進めてきた取組により、県だけでなく、市町や地域の自主防災組織、県内企業、県民による防災・減災対策がどの程度進捗したかを把握・分析するため、平成29年度に「県内防災・減災対策現況調査」を実施し、その結果を以下のとおり整理した。

(1) 県民の防災行動の促進

- ・「住宅耐震化」は、H24 80.7%→H28 83.1%とやや増加しているが、目標に達していない。
- ・県民の「家具固定、転倒防止対策」は、H24 51.8%→H28 50.1%と進んでいない。

(2) 防災人材の育成・活用

- ・みえ防災・減災センターで育成した防災人材は平成28年度末時点で1,005名となり、育成が進んだが、防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成28年度で一人当たり0.86回／年で、育成した防災人材の活用が進んでいない。
- ・自主防災組織で避難所運営マニュアルを作成している団体の割合は15.5%（平成27年3月31日現在）にとどまるなど、活動が活性化できていない。
- ・消防団と自主防災組織の連携強化を図るための実務研修を毎年1回開催するとともに、これまでに県内5地域で、両組織が連携した実務的なモデル事業を実施している。

(3) 災害時に配慮をする人々の対策

- ・避難行動要支援者名簿の策定は、平成29年度中に県内全市町で作成済みとなる見込み。
- ・避難行動要支援者の個別支援計画の策定が進んでいない。
- ・福祉避難所は364施設が指定されているが、運営マニュアルの作成が進んでいない。
- ・女性や外国人など多様な避難者に配慮した避難所運営体制整備を進めているが、避難所ごとの運営マニュアルの作成に取り組む市町数は、9市町にとどまる。
- ・観光防災の取組は、深刻な津波被害が予測される地域を優先して実施しており、今後、県内全域への水平展開が必要。

(4) 防災教育の推進

- ・「防災ノートの活用」、「学校防災リーダーの養成」等により、防災教育の取組が学校現場に定着した。

(5) 重要施設の耐震化

- ・「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は96.4%、公立小中学校および県立学校における耐震化率は、100%となり、対策が進んだ。
- ・県立学校の非構造部材の耐震化は、進んでいない。

(6) 災害に強いまちづくりの推進

- ・海岸保全施設および河川堤防の脆弱箇所の補強対策および耐震対策は、必要箇所すべてで完了した。
- ・海岸堤防および河川堤防の整備を計画的に進めているが、整備の必要な箇所は多く残されている。
- ・土砂災害防止施設、治山ダムや土留工、災害に強い森林づくりについても、整備の必要な箇所は多く残されている。

(7) 避難対策の促進

- ・9市町において22基の津波避難タワー等が整備されるなど、津波避難困難地域の解消が進んでいる。
- ・「Myまっぷラン」を活用した地域全体の津波避難計画作成は、熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾沿岸市町における取組の広がりが見られない。
- ・平成27年度の水防法改正により、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図を公表することが新たに義務付けられた。

・土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の完了率はH26 44.0%→H28 74.9%となった。

・県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑員地域で、「浸水時における広域避難に関する協定」が締結された。

(8) 災害対策本部の機能強化

- ・災害対策本部運営要領の見直し、防災関係機関との連携強化、図上訓練・実働訓練の実施、三重県BCPの策定等により、災害対策本部機能の強化を図った。
- ・「三重県防災情報プラットフォーム」の運用、「緊急速報メール」の全市町での導入等により、防災情報の共有・伝達体制を整備した。
- ・伊勢志摩サミットを契機に「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の運用を伊勢志摩地域で開始した。
- ・平成29年度中に「三重県版タイムライン（仮称）」を策定する見込み。

(9) 緊急輸送の確保と孤立の解消

- ・ミッシングリンクの解消や県管理道路の緊急輸送道路の改良、道路啓閉基地の整備を進め、緊急輸送機能の確保を図った。
- ・県防災ヘリコプターの更新、航空燃料備蓄貯蔵所の整備により、緊急輸送機能や孤立地区対策を強化した。

(10) 広域受援体制の整備

- ・北勢広域防災拠点が完成し、県内すべての地域での広域防災拠点整備が完了した。
- ・平成29年度に「三重県広域受援計画（仮称）」を策定し、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療活動、物資調達、燃料供給および電力・ガスの臨時供給、応援職員・ボランティアの受入にかかる広域受援体制の整備を図った。

(11) 災害医療機能の強化

- ・災害拠点病院と災害医療支援病院の耐震化は進んだが、二次救急医療機関における耐震化は目標に達していない。
- ・災害医療コーディネーターが参加する県災害対策本部医療本部の訓練を実施し、県内の災害医療コーディネーターの資質向上を図った。
- ・災害医療コーディネーター、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、保健所等を厚生委員とする地域災害医療対策会議を立ち上げ、地域の災害医療体制の整備について検討を行った。
- ・SCUの設置や、関係機関との連携にかかる訓練を実施している。

(12) 企業防災活動の推進

- ・みえ防災・減災センターに事務局が設置された「みえ企業等防災ネットワーク」の参加企業に対し、地域別企業防災研修等を開催し、県内企業等の防災力向上の取組を進めた。
- ・「みえ企業等防災ネットワーク」でBCP普及分科会を開催する等、BCP策定希望企業に対する支援を行っている。
- ・「みえ企業等防災ネットワーク」において地域別企業防災研修を県内各地域で開催するなど、企業における防災人材の育成を行っている。

(13) ボランティア活動支援体制の充実

- ・現地ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成を促進し、策定した市町は17市町となった。
- ・マニュアル策定市町のうち、12市町では現地ボランティアセンターの設置・運営訓練が実施されている。
- ・大規模災害時のボランティアやNPOによる連携を強化するため、災害時支援活動団体としての登録を促した結果、「災害時支援活動団体名簿」登載団体数はH24 24団体→H28 90団体と増加した。
- ・被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高いNPOを発掘・育成し、災害時前に迅速に被災者を支援する体制を拡充するために事前協定の締結を進め、協定締結団体はH24 0団体→H28 2団体となった。

(14) 復興体制の整備

- ・「三重県復興指針」を策定し、復興プロセスにおいて必要となる対策や手順を整理した。
- ・「災害廃棄物処理計画」について、市町計画の作成を支援し、県・市町すべての計画が策定される見込み。
- ・大規模災害発生時において速やかな策定・公表が求められる「三重県住生活再生計画（仮称）」策定のための事務処理マニュアルの作成を行った。
- ・中長期的な視点に立った地震津波に強い都市計画について検討し、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定した。

三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の構成案について（3/4）

第4章 検証結果から見えてきた課題

第4章では、第3章で整理した県内の防災・減災対策の検証結果をふまえ、「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」で取り組むべき課題について、以下のとおり整理する。

1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの

【地域における防災力の向上】

(1) 県民の防災行動の促進

- ・啓発と、耐震改修にかかる経費負担の軽減による住宅耐震化の促進
- ・積極的な啓発と、家具固定にかかる手間を軽減して家庭における耐震対策の取組を促進

(2) 防災人材の活用

- ・現場経験や地域との顔の見える関係を構築する機会を設け、育成した防災人材のスキルアップを促進
- ・自主防災組織活動の継続性とレベルアップを図るために、自主防災組織リーダーをサポートする体制を構築
- ・消防団と自主防災組織の連携の取組の促進

(3) 災害時に配慮をする人々の対策

- ・避難行動要支援者の支援に対するノウハウを蓄積し、地域における支援体制の整備を促進
- ・女性や外国人など多様な避難者に配慮した避難所ごとの運営マニュアル作成を促進
- ・市町による車中泊等避難所外避難者支援対策の促進

(4) 地域の災害特性に応じた避難計画(地区防災計画)作成の促進

- ・「Myまっぷラン」等を活用した住民・地域の津波避難計画づくりの促進
- ・想定最大規模の洪水浸水予測ハザードマップ作成と、地域における洪水避難計画作成の促進
- ・土砂災害警戒区域等の指定と、地域における土砂災害避難計画作成の促進
- ・地域における地区防災計画作成の促進

2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの

【県・市町の災害対策活動の強化】

(5) 市町によるみえ防災・減災センターの活用

- ・解決困難な課題の検討などにおいて、市町におけるみえ防災・減災センター機能の活用を促進

(6) 市町への三重県版タイムラインの展開

- ・市町におけるタイムラインの策定やタイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入促進

(7) 市町の受援体制の整備(物資、ボランティア、応援職員)

- ・各避難所までの物資輸送体制、現地のボランティアの受入体制、全国からの応援職員の受入体制など、市町の受援体制の整備を促進

(8) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域避難体制の構築

- ・県北部海拔ゼロメートル地帯における広域避難の具体的な体制の検討促進

(9) 災害対策活動におけるICT等の活用

- ・「三重県防災情報プラットフォーム」の運用や機能の改善
- ・国における「災害情報ハブ」等、ICTを活用した災害対策活動効率化の仕組みの活用検討
- ・「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の南部展開促進および伊勢湾岸地域への導入検討

(10) 災害医療機能の強化

- ・災害医療の拠点となる施設の耐震化促進
- ・災害医療コーディネーターの資質向上と災害医療ネットワークの構築の促進

(11) 防災関係機関とのさらなる連携

- ・気象台、自衛隊等防災関係機関とのさらなる連携の強化

(12) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応

- ・国において検討が進められている「大規模地震対策特別措置法」の見直しについて、動向を注視し、県の体制に適切に反映

(13) 重要施設の非構造部材の耐震化

- ・公立小中学校、県立学校における非構造部材の耐震化促進

【様々な主体による防災力の向上】

(14) 防災教育の推進と学校、地域の連携

- ・防災ノート等の活用による防災教育の推進
- ・学校防災リーダーの養成
- ・学校と地域、家庭との連携を一層促進

(15) 福祉避難所の運営および社会福祉施設の避難体制の確保

- ・福祉避難所運営マニュアルの作成促進
- ・福祉避難所の運営の核となる人材確保

(16) 観光客支援対策

- ・観光防災の取組の県内全域への水平展開

(17) 内陸直下型地震への対応

- ・県内活断層の県民への周知促進

【災害に強いまちづくり(ハード整備の推進)】

(18) 緊急輸送道路等の確保対策

- ・ミッショングリンクの解消の促進
- ・緊急輸送道路に指定されている県管理道路の機能確保

(19) 洪水防止対策、海岸保全対策、土砂災害対策の推進

- ・河川整備の促進
- ・河川堆積土砂撤去の推進
- ・海岸保全施設の整備促進
- ・土砂災害防止施設の整備促進
- ・治山ダムや土留工の整備による山地災害防止対策の推進
- ・「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりの推進

三重県防災・減災対策行動計画（仮称）の構成案について（4/4）

第5章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的と「防災の日常化」

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「三重県防災対策推進条例」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画である。

(2) 目的

本計画は、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の理念を継承し、総合的な観点から三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画とする。

本計画をもとに、「自助」、「共助」、「公助」の力を結集して、災害に強い三重づくりを進める。

(3) 「防災の日常化」の考え方

防災が特別なものではなく、日常生活の中に溶け込み、県民の災害対応力がいつの間にか養われている状態をめざし、三重県では「防災の日常化」の定着を図るための取組を進める。

2. それぞれの取組主体に期待される役割

計画の推進にあたっては、県だけでなく、市町や防災関係機関等も含めた「公助」の取組のほか、県民や地域、事業者の「自助」、「共助」の取組が不可欠である。

このため、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの取組主体が自らの役割を担い、バランスを取りながら力を結集して、「防災の日常化」をめざす。

第6章 計画の基本事項

1. 施策体系

施策の柱に「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を据え、さらにこれらの柱のもとで必要となる施策を、「施策項目」として分類する。

なお、これら「施策項目」に沿った具体的な行動を、本計画では「行動項目」として掲げる。このうち、計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定するとともに、これに寄与する行動項目を「重点行動項目」として選択する。

2. 計画期間

5年間（平成30年度～平成34年度）

3. 進行管理

本計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的な推進を図る。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行う。

なお、平成31年度は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたることから、これに合わせて本計画の中間評価を実施し、今後の施策の進め方について必要な見直しを図る。

第7章 課題解決に向けた重点的取組

近年の災害事例や県内の防災・減災対策における課題などをふまえ、本県が取り組むべき対策を、7つの「重点的取組」として設定するとともに、それらの「取組」を進めていくうえで必要と考えられる行動項目を、第8章から選択して、「重点行動項目」として選定。計画期間中、これらの対策を特に強力に進めていくこととする。

（重点的取組1）

県民の防災活動をさらに促進する

（重点的取組2）

育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

（重点的取組3）

各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

（重点的取組4）

近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

（重点的取組5）

県・市町の災害対策活動をさらに強化する

（重点的取組6）

様々な主体による防災力をさらに向上する

（重点的取組7）

災害に強いまちづくりを進める

第8章 行動計画

第8章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を、取組内容の進捗を把握するための目標項目や数値目標などを掲げて示すこととする。

各行動項目の内容を、現在、各部局と調整中

「新地震・津波対策行動計画」では192項目、「新風水害対策行動計画」では151項目の「行動項目」を設定しており、これらの項目の内容の精査や、新たに必要となる項目を検討し、必要な対策の抜け落ち等がないよう、新計画の行動項目を設定する予定。

三重県防災・減災対策行動計画（仮称）「第7章 課題解決に向けた重点的取組」

～現行計画の検証結果と新計画の重点的取組（案）～

現行計画の検証結果

成果

新地震・津波対策行動計画における成果

公共施設の耐震化

- (1) 防災拠点となる公共施設の耐震化（全国3位）
- (2) 公立小中学校、県立学校の耐震化（100%）
- (3) 河川、海岸堤防の脆弱箇所の補強（完了）

津波避難対策

- (1) 津波避難タワー整備（9市町22基）
- (2) 県北部海拔ゼロメートル地帯の財政支援（県補助金創設）
- (3) 「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の導入（伊勢志摩地域導入済み）

防災教育の推進

- (1) 防災ノートの活用
- (2) 学校防災リーダーの養成

災害対策本部の機能強化

- (1) 災害対策本部運営要領の見直し
- (2) 三重県BCPの策定
- (3) 自衛隊、気象台等防災関係機関との連携強化

緊急輸送の確保と孤立の解消

- (1) ミッシングリンクの解消（紀勢道、熊野尾鷲道路、東海環状道等の整備）
- (2) 道路啓開基地整備（累計14箇所）
- (3) 緊急輸送道路の構造強化（累計21箇所）
- (4) 防災ヘリの更新、ヘリテレシステムの導入
- (5) 航空燃料備蓄貯蔵所の整備（紀南拠点）

広域受援体制の整備

- (1) 広域防災拠点の整備（6拠点の完成）
- (2) 「三重県広域受援計画」の策定

復興体制の整備

- (1) 「三重県復興指針」の策定
- (2) 「災害廃棄物処理計画」の策定（県および29市町）
- (3) 「三重県住生活再生計画（仮称）」策定のための事務処理マニュアルの作成
- (4) 「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」の策定

新風水害対策行動計画における成果

タイムラインの策定

- (1) 「三重県版タイムライン」の策定

防災情報等の共有

- (1) 「三重県防災情報プラットフォーム」の導入
- (2) 「緊急速報メール」の市町での導入（29市町導入済み）
- (3) 「Lアラート」による情報提供（29市町で運用済み）
- (4) 「みえ防災・減災アーカイブ」の構築

広域避難体制の検討

- (1) 桑員地域における「浸水時における広域避難に関する協定」の締結

見えてきた課題 (新たな課題を含む)

取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの

地域における防災力の向上

- (1) 県民の防災行動の促進
 - ・住宅耐震化および家庭における耐震対策促進
 - ・防災人材の活用
 - ・みえ防災・減災センターの防災人材の活用や、消防団との連携による自主防災組織の活動活性化
- (2) 災害時に配慮をする人々の対策
 - ・地域における避難行動要支援者対策の促進
 - ・避難者の多様性に配慮した避難所運営
 - ・車中泊等避難所外避難者対策（新）
- (3) 地域の災害特性に応じた避難計画（地区防災計画）の作成
 - ・津波、洪水時、土砂災害時の避難対策の促進
 - ・地区防災計画の策定（新）

取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題があるもの

県・市町の災害対策活動の強化

- (5) 市町によるみえ防災・減災センターの活用
 - ・解決困難課題の検討等のため、市町でのセンターの活用促進
- (6) 市町への三重県版タイムラインの展開
 - ・市町におけるタイムライン策定等の促進（新）
- (7) 市町の受援体制の整備
 - ・各避難所までの物資輸送体制等、市町の受援体制整備（新）
- (8) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の具体的な広域避難体制の構築
 - ・市町における具体的な広域避難体制の検討を促進
- (9) 災害対策活動におけるICT等の活用
 - ・防災情報プラットフォームの運用、機能の改善
 - ・DONETシステムの南部、伊勢湾沿岸への展開等
- (10) 災害医療機能の強化
 - ・災害医療コーディネーターの資質向上など
- (11) 防災関係機関とのさらなる連携
 - ・気象台、自衛隊等防災関係機関との連携強化
- (12) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応
 - ・国の制度見直し等を県の体制に適切に反映（新）
- (13) 重要施設の非構造部材の耐震化
 - ・公立学校の非構造部材の耐震化を促進

様々な主体による防災力の向上

- (14) 防災教育の推進と学校、地域の連携
 - ・学校と地域、家庭との連携を一層促進
- (15) 福祉避難所の運営および社会福祉施設の避難体制の確保
 - ・福祉避難所運営マニュアル整備、人材確保（新）
- (16) 観光客支援対策
 - ・取組を県内全域へ水平展開
- (17) 内陸直下型地震への対応
 - ・県内活断層の県民への周知
- (18) 災害に強いまちづくり
 - ・緊急輸送道路等の確保対策
 - ・緊急輸送道路の機能確保等
- (19) 洪水防止対策、海岸保全対策、土砂災害対策の推進
 - ・ハーブ整備の計画的な推進

防災・減災対策行動計画（仮称）「課題解決に向けた重点的取組」（案）

重点的取組1

県民の防災活動をさらに促進する

県民による住宅耐震化、家具固定、多数の者が利用する建築物のうち防災上重要な建築物などの耐震対策を促進する。また、啓発等により、県民の防災情報等の理解促進を図る。なお、これらを進めるための新たな取組として、みえ防災・減災センターの機能を活かし、自主防災組織を核とした地域住民向け啓発活動等を行う。

重点的取組2

育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

地域住民を巻き込んだ防災知識の普及・啓発や、住民主体の避難所運営等の主体として、自主防災組織の役割が期待されていることから、自主防災組織活動の活性化を図る取組を進める。このため、マンパワーやノウハウが不足する市町を支援するため、みえ防災・減災センターの機能を活かし、自主防災組織活動を計画的・継続的に発展させる取組を、新たに導入する。

重点的取組3

各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

高齢者や障がい者等避難時に支援が必要となる「避難行動要支援者」に対し、地域における個別の支援計画作成の取組を促進する。また、高齢者や障がい者、外国人等の「要配慮者」への配慮や、女性の視点を取り入れた避難所運営を促進し、避難所ごとのマニュアルづくりを推進する。この他、車中泊等避難所外避難者対策を進める。

重点的取組4

近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

津波や洪水、土砂災害を対象とした市町でのハザードマップ作成を支援するとともに、災害特性に応じた避難計画を地域で作成し、地域住民の「共助」を促進する取組を進める。また、地域住民が目標や課題を共有し、継続性を持って地域の防災活動を発展できるよう、地域の避難計画を、災害対策基本法に基づく「地区防災計画」として位置付ける取組を進める。

重点的取組5

県・市町の災害対策活動をさらに強化する

県の災害対策活動の強化を図るために、防災情報プラットフォームやDONETシステムの運用・機能改善などICTのさらなる活用や、訓練等を通じた防災関係機関との連携、災害医療機能の強化などを進める。また、市町の災害対策活動を強化するため、県がこれまで進めてきたタイムラインや受援体制整備等の水平展開、市町による防災・減災センターの活用等を促進する。

重点的取組6

様々な主体による防災力をさらに向上する

次世代の防災の担い手を育てるため、引き続き防災教育を進め、特に家庭や地域と学校との連携強化を図る。また、福祉避難所の運営体制の強化や、観光防災の取組の県内全域への水平展開を図るほか、各主体の内陸直下型地震に対する理解促進や対策が進むよう、県民や地域等への啓発を強化する。

重点的取組7

災害に強いまちづくりを進める

緊急輸送道路や河川・海岸堤防、土砂災害対策などのハード整備については、概ね計画どおり進んでいるが、整備が必要な箇所は、多く残されている。このため、引き続き、計画的にハード整備を行い、災害に強いまちづくりを推進する。

三重県防災・減災対策行動計画（仮称）「第7章 課題解決に向けた重点的取組」

～重点行動項目（例）～

2/2

重点的取組1

県民の防災活動をさらに促進する

【重点行動項目（例）】

- (1) 県民による耐震対策の促進
 - ◇住宅耐震化の促進
 - ◇家庭における耐震対策（家具固定の取組）の促進
 - ◇多数の者が利用する建築物のうち防災上重要な建築物の耐震化の促進など
- (2) 県民による防災情報等の理解促進
 - ◇風水害に関する防災啓発の推進
 - ◇「みえ防災・減災アーカイブ」の充実
 - ◇みえ防災・減災センターによる自主防災組織への計画的な活動支援（新規）など

重点的取組2

育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める

【重点行動項目（例）】

- (1) 自主防災組織活動の活性化
 - ◇自主防災組織リーダー等の人材育成
 - ◇みえ防災・減災センターによる自主防災組織への計画的な活動支援（再掲）（新規）など
- (2) 防災人材の活用
 - ◇みえ防災・減災センターによる防災人材等リソースの活用
 - ◇市町、地域、企業等における防災人材の活動支援など
- (3) 消防団と自主防災組織の連携
 - ◇地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化
 - ◇自主防災組織と消防団の連携強化など

重点的取組3

各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める

【重点行動項目（例）】

- (1) 地域における避難行動要支援者対策の促進
 - ◇地域における避難行動要支援者個別支援計画作成の促進
 - ◇みえ防災・減災センターによる自主防災組織への計画的な活動支援（再掲）（新規）など
- (2) 避難者の多様性に配慮した避難所運営
 - ◇女性防災人材の育成
 - ◇高齢者や障がい者、外国人等の「要配慮者」への配慮や女性の視点を取り入れた避難所運営など
- (3) 車中泊対策
 - ◇車中泊等避難所外の避難者の対策（新規）など

重点的取組4

近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める

【重点行動項目（例）】

- (1) 津波避難対策の促進
 - ◇「Myまっぷラン」等を活用した地域における津波避難計画の作成促進など
- (2) 洪水時の避難対策の促進
 - ◇市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援
 - ◇みえ防災・減災センターによる地域における洪水避難計画の作成促進（新規）など
- (3) 土砂災害時の避難対策の促進
 - ◇市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援
 - ◇みえ防災・減災センターによる地域における土砂災害避難計画の作成促進（新規）など
- (4) 地区防災計画の策定
 - ◇みえ防災・減災センターによる地区防災計画の策定促進する研修の実施（新規）など

重点的取組5

県・市町の災害対策活動をさらに強化する

【重点行動項目（例）】

- (1) 市町への三重県版タイムラインの展開
 - ◇市町における三重県版タイムラインの策定促進（新規）など
- (2) 市町の受援体制整備
 - ◇市町の受援体制の整備支援（新規）
 - ◇総合防災訓練による広域受援体制の検証（新規）など
- (3) 県北部海拔ゼロメートル地帯における市町の広域受援体制の構築
 - ◇海拔ゼロメートル地帯等における「広域避難」を実現するための課題の洗い出しと対応方針の検討（新規）など
- (4) 災害対策活動におけるICTの活用
 - ◇防災情報プラットフォームの活用（新規）
 - ◇「DONET」を活用した津波・予測伝達システムの導入促進（新規）
 - ◇「防災みえ.jp」メール配信サービスおよびSNSによる情報発信の強化（新規）
 - ◇災害対策活動で活用可能なICT事例の検討（新規）など
- (5) 災害医療機能の強化
 - ◇災害医療コーディネーターの養成と災害医療ネットワークの構築など
- (6) 防災関係機関との連携
 - ◇総合防災訓練（実働訓練・図上訓練）の実施
 - ◇自衛隊・気象台等との連携促進など
- (7) 「大規模地震対策特別措置法」の見直しへの対応
 - ◇「大規模地震対策特別措置法」の運用見直しへの対応（新規）など
- (8) 重要施設の非構造部材の耐震化
 - ◇重要施設の非構造部材の耐震化など
- (9) 災害救助法、被災者生活再建支援法業務への対応力強化
 - ◇災害救助法にかかる業務への県・市町関係職員の対応力の向上（新規）
 - ◇被災者生活再建支援法にかかる業務への県・市町関係職員の対応力の向上（新規）など
- (10) 被災建築物応急危険度判定士等の確保
 - ◇被災建築物応急危険度判定士の確保
 - ◇被災宅地危険度判定士の確保
 - ◇住家被害認定調査員の確保（新規）など

重点的取組6

様々な主体による防災力をさらに向上する

【重点行動項目（例）】

- (1) 防災教育の推進と学校、家庭、地域の連携
 - ◇防災ノートの活用による防災教育の推進
 - ◇学校防災リーダーの養成
 - ◇家庭や地域と連携した学校防災活動の促進など
- (2) 福祉避難所の運営および要配慮者施設の避難体制の確保
 - ◇福祉避難所の周知・運営体制の確立・人材確保の促進（新規）
 - ◇要配慮者施設における「避難確保計画」作成支援（新規）など
- (3) 観光客支援対策
 - ◇観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成
 - ◇観光客への対応を想定した訓練の実施
 - ◇観光担当者・防災担当者を対象とした研修会等の実施（新規）など
- (4) 内陸直下型地震への対応
 - ◇県内活断層図を活用した防災啓発の推進（新規）など

重点的取組7

災害に強いまちづくりを進める

【重点行動項目（例）】

- (1) 緊急輸送道路等の確保対策
 - ◇緊急輸送道路の適正管理
 - ◇高規格幹線道路の整備促進
 - ◇緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進など
- (2) 洪水防止対策の推進
 - ◇洪水防止対策の推進（河川・ダムの整備）
 - ◇洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）など
- (3) 海岸保全対策の推進
 - ◇海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）など
- (4) 土砂災害対策の推進
 - ◇土砂災害警戒区域等の指定の推進（新規）
 - ◇土砂災害危険個所における土砂災害防止施設の整備の促進
 - ◇治山対策の推進
 - ◇災害に強い森林づくりの推進など

4 三重県版タイムライン（総括部隊用）試行版の検証及び他部隊タイムラインの検討状況について

「三重県版タイムライン」（以下「タイムライン」という。）は、本年度末までの策定完了をめざし、検討を進めています。

6月1日以降、総括部隊のタイムラインについて、実際の台風襲来時に試行を行い、検証を重ね改善を図りました。（資料4-1）

また、総括部隊以外の他部隊が使用するタイムライン（以下「他部隊タイムライン」という。）についても、検討を進めています。

1 タイムライン試行版の検証について

（1）試行の対象とした台風

| |
|----------------------------|
| 台風第3号 |
| 実施期間：7月3日（月）～4日（火）【2日間】 |
| 適用レベル：タイムラインレベル3（災害対策本部設置） |
| 台風第5号 |
| 実施期間：8月4日（金）～8日（火）【5日間】 |
| 適用レベル：タイムラインレベル4（災害対策本部増強） |
| 台風第18号 |
| 実施期間：9月12日（火）～18日（月）【7日間】 |
| 適用レベル：タイムラインレベル3（災害対策本部設置） |
| 台風第21号 |
| 実施期間：10月19日（木）～24日（火）【6日間】 |
| 適用レベル：タイムラインレベル4（災害対策本部増強） |
| 台風第22号 |
| 実施期間：10月26日（木）～29日（日）【4日間】 |
| 適用レベル：タイムラインレベル3（災害対策本部設置） |

（2）タイムラインの試行により取り組んだ内容

①タイムラインレベルや行動項目に基づく適時・的確な防災活動

- ・災害対策本部設置前の事前の防災・減災活動について、タイムラインの行動項目に基づき、確実に実施しました。
- ・取り組むべき行動項目をチェックリストとして活用し、「抜け・漏れ・落ち」のない防災活動を行いました。
- ・タイムラインレベルの移行による、災害対策のステージを意識した防災活動を実施しました。

②各運用主体との緊密な連携

- ・県内すべての市町、津地方気象台、河川国道事務所及び陸上自衛隊等の救助機関と、タイムラインの発動時や移行時、ゼロ・アワーの設定時等、隨時「タイムライン連携会議」（必要に応じ書面開催）を開催することにより、協議と情報共有を行い、一体的な防災活動を実施しました。

③県民への情報提供

- ・タイムラインレベルに応じて、気象庁の気象情報に基づき、SNS（ツイッター）を活用した情報配信を行い、県民への情報提供に努めました。

(3) タイムラインの検証過程で改善を図った事項

①タイムラインレベルや行動項目に基づく適時・的確な防災活動

ア 行動項目の実施時期の見直し

- ・「ゼロ・アワーの設定」については、試行開始時には、災害対策本部設置後（タイムラインレベル3）に設定することとしていましたが、タイムラインを試行する中で速度が速い台風の場合、それ以前に設定する必要があったことから、「ゼロ・アワー検討時期の判断」を行う行動項目をタイムラインレベル1に設定し、「ゼロ・アワーの設定」をタイムラインレベル2にも追加しました。

ゼロ・アワー：台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点

イ 行動項目の追加

- ・県から市町への「緊急派遣チームの派遣判断」や「県関係施設への安全確保の周知」など事前の防災・減災対策に関する項目を追加し、台風到達までのリードタイムを積極的に活用するよう改善しました。

②各運用主体との緊密な連携

- ・国管理河川や水位周知河川における災害対応との連携を図るため、河川管理者（国河川国道事務所や県建設事務所）から市町長に対し提供される、河川水位情報にかかる「ホットライン実施の情報共有」について、タイムラインに反映しました。

③県民への情報提供

- ・SNS（ツイッター）を活用した情報配信について、気象情報だけでなく、県民の注意を喚起する情報を追加するとともに、ツイート数も増やすなど、県民の早め早めの防災活動を促すよう改善しました。

(参考1)

県民への注意喚起を内容とするツイート数

台風第3号【5回】、台風第5号【30回】、台風第18号【22回】、
台風第21号【76回】、台風第22号【23回】

(参考2)

フォロワー数：1,150人（平成29年10月31日時点）

(4) 試行後の対応について

現在、検討を進めている他部隊タイムラインとの整合を図り、必要に応じて改善を図ります。

また、三重県広域受援計画（仮称）についても、整合を図りながら、策定を進めていきます。

2 他部隊タイムラインの検討状況

本年度は、総括部隊以外の他部隊のタイムラインについて、各部隊が主体となって関係機関とともに検討を進めています。

今後は、総括部隊用タイムラインとの調整を図りながら、今年度末までの策定完了をめざします。

各部隊において検討している主な項目は、以下のとおりです。

(1) 社会基盤対策部隊（資料4-2）

- ・氾濫や冠水などで通行支障が生じることが想定されるアンダーパスなどの点検や、施工中建設工事現場での事前の安全確保対策に関する項目
- ・社会基盤施設における被害情報収集や応急復旧対策に関する項目

(2) 保健医療部隊（資料4-3）

- ・医療機関の被災状況の把握、応急復旧対策やD M A T・D P A Tの派遣など医療対策に関する項目
- ・災害発生時における避難所への医師・保健師の派遣や避難者の健康管理対策に関する項目

(3) 救援物資部隊（資料4-4）

- ・物資要請情報の収集・整理・調整に関する項目
- ・救援物資情報（食料や生活必需品）の受入・調達・共有に関する項目

(4) 被災者支援部隊（資料4-5）

- ・災害時要援護者対策や児童生徒の安全確保対策などに関する項目
- ・社会福祉施設、文教施設の被害状況の収集に関する項目
- ・県総合文化センターなど県有施設の避難対策などに関する項目

(5) 生活・経済再建支援部隊（資料4-6）

- ・中小企業復旧対策や災害義援金の受入に関する項目

3 今後のスケジュール

- 12月12日 三重県防災県土整備企業常任委員会
・試行版の検証及び他部隊タイムライン策定状況について、報告
- 12月18日 三重県市町等防災対策会議（第2回）
・試行版の検証及び他部隊タイムライン策定状況について、報告
・市町タイムラインの展開について、説明
- 2月下旬 三重県防災対策会議幹事会（副部長級会議）
・三重県版タイムラインの策定状況について、報告
- 3月12日 三重県議会防災県土整備企業常任委員会
・三重県版タイムラインの策定状況について、報告
- 3月中旬 三重県防災対策会議（部長級会議）
・三重県版タイムラインの策定状況について、報告
- 3月23日 三重県防災会議
・三重県版タイムラインの策定状況について、報告

三重県版タイムライン（試行後修正版）

資料4-1

| ■台風の進路、速度によっては、TLレベル2から発動する可能性がある。 | | ■各TLレベルにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。また、行動項目の実施については、順番にとれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。 | | ■三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」 「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」 | | ■対象災害:本県に影響を及ぼす可能性がある台風 ■想定時間軸:概ね台風到達5日前~1日後 (原則、県災害対策本部廃止まで) ■凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション・情報を発信する立場 ○ ⇒ 関係セクション・情報を共有する立場 | | ■総括部隊内における各班が県の運用主体となる。 但し、県災害対策本部設置前となるTLレベル2までは、運用主体を各々の担当課に置き換える。 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|---|------------------------------------|--|-----|--|-----|---|---------|-----|-------|-------|-----|------------------------|------|--------|---------|------|-------|-------|--|--|--|
| いつ(何時) | | 何を(行動) | | 誰が(運用主体) | | | | | | | | | | Concerned organization | | | | | | | | | |
| Time | State | Action | Minutes | Subject | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| TL レベ ル& 項 目 No. | 行 動 内 容 | 行 動 項 目 | 行動項目を完了させるための目標所要時間 【最大】 【分】 | 総括班 | 情報班 | 救助班 | 派遣班 | 総務班 | 総務班(通信) | 涉外班 | 広聴広報班 | 各地域捜問 | 他部隊 | 市町 | 消防本部 | 津地方気象台 | 河川国道事務所 | 警察本部 | 海上自衛隊 | 海上保安庁 | | | |
| 自安となる時系列 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | 行動内容 | 行動項目 | 県災害対策本部 (総括部隊) | | | | | | | | | | 関係機関 | | | | | | | | | |
| 共通項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 タイムライン運用 | タイムライン進捗管理 | — | ◎ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | タイムライン(TL)レベル移行の検討 | — | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3 | タイムライン発動やレベル移行に伴う周知 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 4 | 防災情報プラットフォームの運用 | — | ○ | ○ | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5 問い合わせ対応・情報提供 | 報道機関からの問い合わせ対応(随時) | — | ○ | ○ | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | |
| | | 6 | 県民からの問い合わせ対応(随時) | — | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 7 | 県HPでの情報提供(随時) | — | ○ | ○ | | | ◎ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 5日前 ～ 2日前 | ○台風の発生 ○台風の接近 ○台風に関する気象情報 | TLレベル1(タイムライン発動) ※台風発生後の5日または72時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る、または前線の動向などで決定 (参考とするリガード情報) □台風軌跡図 □台風に関する東海地方気象情報 □台風に関する三重県気象情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2日前 ～ 1日前 | ○台風が本土上陸 ○台風の影響による降雨 ○大雨・洪水注意報など | 8 台風・気象情報の整理、情報提供 台風・気象情報、警報級の可能性等の情報収集 台風進路・気象情報、警報級の可能性等の情報共有 県内各港の体制状況の情報共有 SNSを活用した県民への防災気象情報の提供 | | 30 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 12 タイムライン発動 タイムライン発動 準備体制に伴う職員配備の確認 緊急派遣チームの派遣判断 台風接近に伴う中止または延期するイベントの検討依頼 県有施設における被害未然防止対策の依頼 関係施設への安全確保の周知依頼 タイムライン連携会議の開催準備 緊急部長会議の開催準備 ゼロ・アワー検討時期の判断 | | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 21 準備体制 準備体制に伴う職員配備 緊急派遣チームの派遣判断 タイムライン連携会議の開催 緊急部長会議の開催 | | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 25 台風・気象情報の整理、情報提供 台風・気象情報(雨量・潮位)の情報収集(気象台とのホットライン) 県内各港の体制状況の情報共有 SNSを活用した県民への防災気象情報の提供 知事からの県民への呼びかけの検討 災害情報の分析(ゼロ・アワーの設定) | | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 30 関係機関との情報共有 リエゾンの受入確認 拠点の確保 広域防災拠点の確保 被害未然防止対策 | | 120 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1日前 ～ 当日 | ○台風が本県接近 ○大雨・洪水警報など ○避難準備・高齢者等避難開始 ○指定河川洪水予報(氾濫注意情報) | TLレベル3(早期警戒) ※台風の24時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る場合、または県内で重大な災害の発生するおそれがあることなどで移行 (参考とするリガード情報) □大雨・洪水・暴風・高潮警報 □土砂災害警戒情報など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 33 県災害対策本部の設置 警戒体制に伴う職員配備 オペレーションルームの設営 各部隊配備要員の確認 緊急派遣チームの派遣による情報収集 県災害対策本部の設置(設置に伴う連絡、二役報告) | | 120 | ◎ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | |
| | | 34 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 35 各部隊配備要員の確認 | | 120 | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| | | 36 緊急派遣チームの派遣による情報収集 | | 120 | ○ | | | | ◎ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 37 県災害対策本部の設置(設置に伴う連絡、二役報告) | | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 38 市町の被害情報の収集 市町の被害情報の収集(地方部への確認) 防災情報システムを利用した情報の入力 ライフライン・公共交通機関に関する情報の収集 避難勧告等発令状況・避難所開設情報等の収集 災害情報の分析(ゼロ・アワーの設定) | | 120 | ○ | ○ | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 39 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 41 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 42 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 43 関係機関との情報共有 リエゾンの受入及びリエゾンを通じた関係機関との情報共有 | | 30 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | |
| | | 44 台風・気象情報(雨量・潮位・風速)の情報収集(気象台とのホットライン) | | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 45 県内各港の体制状況の情報共有 | | 15 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 46 気象台からのリエゾン受入(警報発表時)及び今後の対応検討 | | 30 | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 47 市町への情報提供 | | 30 | ○ | ○ | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 48 消防庁への被害状況の報告 | | 30 | ○ | ○ | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | | 49 河川水位情報、「大雨・洪水警報の危険度分布」の情報収集および整理 | | — | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 50 河川情報ホットライン実施の情報共有 | | 15 | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | |

三重県版タイムライン（試行後修正版）

資料4-1

三重県版タイムライン（試行後修正版）

■各TLレベルにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。また、行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。

■三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

■対象災害：本県に影響を及ぼす可能性がある台風
■想定時間軸：概ね台風到達5日前～1日後
(原則、県災害対策本部廃止まで)
■凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション・情報を差信する立場
○ ⇒ 関係セクション・情報を共有する立場

■総括部隊内における各班が県の運用主体となる。
但し、県災害対策本部設置前となるTLレベル2までは、運用主体を各々の担当課に置き換える。

総括部隊用
H29.12.12時点

| いつ(何時) | | 何を(行動) | | 誰が(運用主体) | | | | | | | | | | Concerned organization | | | | | | | | | | |
|------------|---------------------------|--|-------------------------------------|---|------------------------------------|---------|---------|-------------------|-----|-----|-----|-----|---------|------------------------|-----|-------|-----|------|------|--------|---------|------|-------|-------|
| Time | State | Action | TL レベ ル & 項 目 No. | 行 動 内 容 | 行 動 項 目 | Minutes | Subject | 県災害対策本部 (総括部隊) | | | | | | | | | | 関係機関 | | | | | | |
| 目安となる時系列 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | | | | 行動項目を完了させるための目標所要時間 【最大】 【分】 | | | 総括班 | 情報班 | 救助班 | 派遣班 | 総務班 | 総務班(通信) | 涉外班 | 広報班 | 各地域機関 | 他部隊 | 市町 | 消防本部 | 津地方気象台 | 河川国道事務所 | 警察本部 | 海上自衛隊 | 海上保安庁 |
| | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 103 | | 通信設備の応急復旧 | | | — | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 104 | 被災市町への災害応援要請 | 自衛隊への派遣要請 | | | 60 | ◎ | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| 105 | | 自衛隊の受入体制の整備 | | | 60 | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| 106 | | 海上保安庁への応急措置の実施要請 | | | 60 | ◎ | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| 107 | | 海上保安庁の受入体制の整備 | | | 60 | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| 108 | | 国・全国知事会など相互応援協定に基づく応援要請(人的・物的) | | | 30 | ○ | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 109 | | 国・全国知事会などからの行政職員の受入体制の構築 | | | 60 | ○ | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 110 | | 民間協定に基づく応援要請(人的・物的) | | | 30 | ○ | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | |
| 111 | | 緊急消防援助隊派遣の調整(県消防応援活動調整本部設置) (※誰が運用主体)における「救助班」を「県消防応援活動調整本部」と読み替える。) | | | 60 | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ◎ | ○ | | | | | |
| 112 | | ヘリコプターの応援要請 | | | 60 | ◎ | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 113 | 救助・救急活動 | ヘリコプターの活動調整・拠点確保 | | | 360 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 114 | | 警察・自衛隊、海上保安庁、緊急消防援助隊の活動調整、拠点確保 | | | 360 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 115 | | 救助・救急活動の実施 | | | — | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 116 | | ヘリコプターによる被害情報の収集 | | | (天候状況による) | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| 117 | | ヘリによる患者搬送のための拠点調整 | | | 90 | ○ | | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | |
| 118 | | SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)の設置の検討 | | | — | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | | |
| 119 | | 災害救助法の適用判断 | | | — | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | |
| 120 | 緊急避難対策 | 知事による市町の避難勧告、避難指示(緊急)の事務の代行 | | | 30 | ◎ | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 121 | 輸送手段・移動手段の確保 | 陸上・海上輸送手段の協力要請 | | | 30 | ◎ | | | | | | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 122 | | レンタカー協会への応援要請(災害対策活動における移動手段の確保として) | | | 60 | ○ | | | ○ | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | |
| 当日～ 1日後 | ○警報解除 ○避難勧告等解除 | TLレベル0(解除) ※台風が三重県から遠ざかる、または食退し、重大な災害の発生するおそれがなくなることなどで決定 (参考とするリガーアクション) □警報解除 など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 123 県災害対策本部の廃止 | | 地方部派遣チームの撤収 | 60 | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | |
| | | | | 緊急派遣チームの撤収 | 60 | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | |
| | | 125 県災害対策本部の廃止の判断 | | | 30 | ◎ | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 126 県災害対策本部の廃止(廃止に伴う連絡、二役報告) | | | 15 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 127 撤収要請 | | 自衛隊への撤収要請 | 60 | ◎ | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| | | 128 | | 海上保安庁への撤収要請 | 60 | ◎ | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| | | 129 | | 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知 (※誰が運用主体)における「救助班」を「県消防応援活動調整本部」と読み替える。) | 60 | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ◎ | ○ | | | |

三重県版タイムライン（案）

資料4-2

三重県版タイムライン（案）

三重県版タイムライン（案）

資料4-3

■台風の進路、速度によっては、T-Lレベル2から発動する可能性がある。

■三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」の定義
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

- 各TLレベルにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。また、行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。

- 対象災害：本県に影響を及ぼす可能性がある台風
- 想定時間軸：概ね台風到達5日前～1日後
(原則、県災害対策本部廃止まで)
- 凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション・情報を発信する立場
○ ⇒ 関係セクション・情報を共有する立場

- 保健医療部隊内における各班が県の運用主体となる。
但し、県災害対策本部設置前となるTLレベル2
までは、運用主体を各々の担当課に置き換える。

保健医療部隊用

三重県版タイムライン(案)

資料4-3

■台風の進路、速度によっては、TLレベル2から発動する可能性がある。

■三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」の定義
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

■各TLレベルにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。また、行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。

■対象災害：本県に影響を及ぼす可能性がある台風
■想定時間軸：概ね台風到達5日前～1日後
(原則、県災害対策本部廃止まで)
■凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション・情報を発信する立場
○ ⇒ 関係セクション・情報を共有する立場

■保健医療部隊内における各班が県の運用主体となる。
但し、県災害対策本部設置前となるTLレベル2までは、運用主体を各自の担当課に置き換える。

保健医療部隊用

| いつ(何時) | | 何を(行動) | | 誰が(運用主体) | | | | | | 関係機関 | | | | | |
|-------------------|---------------------------|-------------|-------------------------------------|-----------------------------|------------------|--|---------------------|------------------------|-----------------|--------|----------|---------|---------------------------------|---------|--|
| Time | State | Action | TL レベ ル & 項 目 No. | 行 動 内 容 | 行 動 項 目 | Minutes | Subject | Concerned organization | 日本赤十字社 三重県支部 | 三重県医師会 | 三重県歯科医師会 | 三重県薬剤師会 | 医薬品等の調達に関する協定締結/団体※(三重県薬剤師会を除く) | 三重県看護協会 | |
| 自安となる時系列 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | | | | | 行動項目を完了させるための目標 所要時間 【最大】 【分】 | 県災害対策本部 (保健医療部隊) | | 日本赤十字社 三重県支部 | 三重県医師会 | 三重県歯科医師会 | 三重県薬剤師会 | 医薬品等の調達に関する協定締結/団体※(三重県薬剤師会を除く) | 三重県看護協会 | |
| ○土砂災害発生 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | 非常体制 | 33 | 非常体制への移行にかかる検討・決定(県庁講堂への移設) | 90 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 各部隊配備要員の増強報告 | 60 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 災害対策統括会議の開催 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 本部委員会議の開催 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 被害情報の収集 | 180 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況の把握 | 180 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | DMAT等による医療・救護活動 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○警報解除 ○避難勧告等解除 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | DMAΤの派遣 | 34 | 日本DMATの派遣要請 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)の設置 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 重篤救急患者等の搬送及び収容の調整 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 透析患者への対応 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | こころのケア・DPATの派遣 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | DPAT事務局への他県DPAT派遣要請 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 精神科医療機関・救護所への支援調整 | 90 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 当日～ 1日後 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | 医薬品等の確保 | 35 | 医薬品・衛生材料等の調達・分配 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 援助物資(医薬品等)の医療機関や避難所への分配 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 輸血用血液製剤の確保 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 医療施設の応急復旧 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 災害拠点病院等の断水状況等の確認 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 救護所・避難所への医師・専門職員の派遣 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 救護所への支援・調整及び医師・看護師の派遣要請 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○警報解除 ○避難勧告等解除 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | DMAΤの派遣 | 36 | 避難所への歯科医師・歯科衛生士の派遣要請 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 避難所への看護師の派遣要請 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 避難所への保健師の派遣要請 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 避難所への管理栄養士の派遣要請 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 避難所への薬剤師の派遣要請 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 災害救助法の適用 | 3日 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 防疫活動の実施、支援 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 当日～ 1日後 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | 疫学調査の実施 | 37 | 感染症に伴う健康診断の実施 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 臨時予防接種の実施又は実施指示 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 防疫資機材の調達及び搬送体制の整備 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 感染症指定医療機関の確保体制の整備 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | ペット対策の実施(特定動物の逸走への対応) | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 健康管理の実施・調整 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 被災地のニーズに対応した健康管理の実施 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ○警報解除 ○避難勧告等解除 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | 健康管理実施計画の策定 | 38 | 健康管理実施計画の策定 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 避難所巡回による保健指導 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 避難所巡回による栄養指導 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 近隣市町等への応援要請 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 遺体対策 | 120 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 円滑な検視・検査・身元確認のための関係機関との連携 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 遺体保存用資材等の支援 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 71 | 71 | 71 | 71 | 71 県災害対策本部の廃止 | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | 72 DMAΤ・DPATの撤収準備 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

※一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会、三重県薬事工業会、三重県医薬品配置協議会、東海歯科用品商協同組合三重県支部、三重県医療機器販売業協会、三重県医薬品卸業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部三重県支部

三重県版タイムライン（案）

資料4-4

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>■台風の進路、速度によっては、TLレベル2から発動する可能性がある。</p> | <p>■各TLレベルにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。また、行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。</p> | <p>■対象災害:本県に影響を及ぼす可能性がある台風 ■想定時間軸:概ね台風到達5日前～1日後 (原則、県災害対策本部廃止まで)</p> | <p>■救援物資部隊内における各班が県の運用主体となる。 但し、県災害対策本部設置前となるTLレベル2までは、運用主体を各々の担当課に置き換える。</p> |
| <p>■三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」の定義 「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」</p> | | <p>■凡例 ◎ ⇒ <u>主たるセクション</u>・情報を発信する立場 ○ ⇒ <u>関係セクション</u>・情報を共有する立場</p> | |

救援物資部隊用

三重県版タイムライン（案）

資料4-4

■台風の進路、速度によっては、TL
レベル2から発動する可能性がある。

■三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」の定義
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

■各TLレベルにおける行動項目は、確認すべき項目という
視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。
また、行動項目の実施については、順番にとらわれない
臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要
となる。

■対象災害：本県に影響を及ぼす可能性がある台風
■想定時間軸：概ね台風到達5日前～1日後
(原則、県災害対策本部廃止まで)
■凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション・情報を発信する立場
○ ⇒ 関係セクション・情報を共有する立場

■救援物資部隊内における各班が県の運用主体
となる。
但し、県災害対策本部設置前となるTLレベル2
までは、運用主体を各々の担当課に置き換える。

救援物資部隊用

| いつ(何時) | | 何を(行動) | | | 誰が(運用主体) | | | | | | |
|--------------|---------------------------|--|-------------------------------------|-----------------------------|--|---------------------|---------|------------------------|---|---|--|
| Time | State | Action | TL レベ ル & 項 目 No. | 行動 内 容 | 行動 項 目 | Minutes | Subject | Concerned organization | | | |
| 目安となる 時系列 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | | | | 行動項目を 完了させる ための目標 所要時間 【最大】 【分】 | 県災害対策本部 (救援物資部隊) | | 関係機関 | | | |
| | | | 29 | | 輸送手段の確保状況の確認 | 240 | ◎ | ◎ | | | |
| | | | 30 | | 災害救助法の適用判断情報の確認 | — | ◎ | ○ | | | |
| | | | 31 | 救援物資の受入・調達・供給 (食料・生活必需品) | 救援物資を受け入れる県物資拠点の決定、地方部への開設指示 | 60 | ◎ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 32 | | 県災害時応援協定に基づく他市町への物資応援要請 | 120 | ○ | ◎ | ○ | ○ | |
| | | | 33 | | 協定締結企業及び団体への調達要請 | 120 | ○ | ○ | | | |
| | | | 34 | | 他府県及び国への物資応援要請 | 120 | ◎ | ○ | | | |
| | | | 35 | | 市町から米要請情報の取集及び農水省貿易業務課への災害救助用米穀引渡要請 | 60 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | 36 | | 農水省貿易業務課、市町と政府備蓄精米の引渡方法の詳細調整及び引渡受託事業者(国)との連絡体制構築 | 60 | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | 37 | | 物資拠点の備蓄及び調達物資の在庫確認、全体数量把握 | 120 | ◎ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 38 | | 県物資拠点運営における物資、物資の搬出入作業の進捗管理(物資拠点への確認) | 避難勧告解除まで | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 当日～ 1日後 | ○警報解除 ○避難勧告等解除 | TLレベル0(解除) ※台風が三重県から遠ざかる、または衰退し、重大な災害の発生するおそれがなくなることなどで決定 (参考とするトリガー情報) □警報解除 など | 39 | 県災害対策本部の廃止 | 県災害対策本部の廃止 | 60 | ○ | ○ | ○ | ○ | |

三重県版タイムライン（案）

資料4-5

■台風の進路、速度によっては、TL
レベル2から発動する可能性がある。

■三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」の定義
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

■各TLレベルにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。また、行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。

- 対象災害：本県に影響を及ぼす可能性がある台風
- 想定時間軸：概ね台風到達5日前～1日後
(原則、県災害対策本部廃止まで)
- 凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション・情報を発信する立場
○ ⇒ 関係セクション・情報を共有する立場

■被災者支援部隊内における各班が県の運用主体となる。
但し、県災害対策本部設置前となるTLレベル2
までは、運用主体を各自の担当課に置き換える。

被災者支援部隊用

| いつ(何時) | | 何を(行動) | | | | | 誰が(運用主体) | | | | | | | Concerned organization | | | | | | |
|-----------------|---------------------------------|--|---------------------------|-----------------------------|---------|---|----------|--|-------------------------|--------|-------|-------|---------|------------------------|------------------------|-------|-----|----|------------------------------------|--------------------------|
| Time | State | Action | | | | | Minutes | Subject | | | | | | | Concerned organization | | | | | |
| 自安となる時系列 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | TL レベル & 項目 No. | 行動 内 容 | | 行 動 項 目 | | | 行動項目を完了させるための目標 所要時間 【最大】 【分】 | 県災害対策本部 (被災者支援部隊) | | | | | | | 関係機関 | | | | |
| | | | | | | | | | 情報収集・ 分析班(被災 者支援) | 避難者支援班 | 応急住宅班 | 水道応援班 | ボランティア班 | 情報収集・ 分析班(教育 対策) | 教育対策班 | 各地域機関 | 他部隊 | 市町 | 日本水道協会 三重県支部(事 務局:津市水道 局) | みえ災害ボラ ンティア支援 センター |
| 5日前 ～ 2日前 | ○台風の発生 ○台風の接近 ○台風に関する気象情報 | 共通項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | タイムライン運用 | タイムライン進捗管理 | — | ◎ | | | | | | | ◎ | | | ◎ | | | | |
| | | 2 | | タイムライン(TL)レベル移行の検討 | — | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | | 3 | 問い合わせ対応・情報提供 | タイムライン発動やレベル移行に伴う周知 | — | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 4 | | 報道機関からの問い合わせ対応(随時) | — | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | | 5 | | 県民からの問い合わせ対応(随時) | — | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | | 6 | 県HPでの情報提供(随時) | 県HPでの情報提供(随時) | — | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 7 | | TLレベル1(タイムライン発動) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ※台風発生後約5日または72時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る、または前線の動向などで決定 (参考とするトリガー情報) □台風経路図 □台風に関する東海地方気象情報 □台風に関する三重県気象情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 8 | 台風・気象情報の共有 | 台風・気象情報の共有 | 終日 | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 9 | | タイムライン発動 | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 10 | | 準備体制に伴う職員配備の確認 | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 11 | | 台風接近に伴う中止または延期するイベントの検討 | 120 | ○ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 12 | | 県有施設における被害未然防止対策 | 30 | ○ | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | TLレベル2(準備段階) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ※台風の48時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る場合、または県内で災害の発生するおそれがあることなどで移行 (参考とするトリガー情報) □大雨・洪水・強風・高潮注意報など | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13 | 準備体制 | 準備体制のための職員配備 | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 14 | | 緊急部長会議の開催 | 60 | ○ | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | | 15 | | 水道対策 | 15 | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | |
| | | 16 | 台風・気象情報の共有 | 台風・気象情報の共有 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 17 | | 災害時要援護者対策 | 360 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 18 | 市町を越えた福祉避難所への受入調整 | 災害時要援護者の避難状況の把握 | 360 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 19 | | 避難が必要な災害時要援護者関連施設利用者の受入調整支援 | 360 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 20 | | 市町を越えた福祉避難所等への受入調整 | 360 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 21 | 学校・園における児童生徒等の安全確保 | 休校措置状況等の把握・情報提供 | 360 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 22 | | 私立学校・園の管理者への安全確保の働きかけ | 360 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| | | TLレベル3(早期警戒) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ※台風の24時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る場合、または県内で重大な災害の発生するおそれがあることなどで移行 (参考とするトリガー情報) □大雨・洪水・暴風・高潮警報・土砂災害警戒情報など | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 23 | 県災害対策本部の設置 | 県災害対策本部の設置 | 120 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 24 | | 警戒体制に伴う職員配備 | 120 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 25 | | 災害対策本部への各部隊配備要員報告 | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 26 | 台風・気象情報の共有 | 台風・気象情報の共有 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 27 | | 社会福祉施設の被災状況の把握 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 28 | | 県立学校の被災状況の把握・情報提供 | 終日 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | | 29 | | 公立小中学校・園の被災状況の把握・情報提供 | 終日 | | | | | | | | ○ | ○ | | | ○ | | | |
| | | 30 | | 私立学校の被災状況の把握・情報提供 | 終日 | | | | | | | | ○ | ○ | | | ○ | | | |
| | | 31 | 県有施設(部隊内所管分)の被災状況の把握・情報提供 | 県有施設(部隊内所管分)の被災状況の把握・情報提供 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 32 | | 学校・園における児童生徒等の安全確保 | 360 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | | 33 | | 児童生徒等の被災状況の把握・情報提供 | 終日 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | | TLレベル4(行動) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ※台風が三重県へ接近もしくは通過し、重大な災害の発生するおそれがあることなどで移行 (参考とするトリガー情報) □土砂災害警戒情報 □避難勧告・避難指示(緊急) □特別警報(大雨・暴風・高潮)など | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 34 | 災害対策活動体制の増強等 | 配備人員の増強(2班体制への検討・移行) | 120 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 35 | | 各部隊配備要員の増強報告 | 120 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 36 | | 災害対策統括会議にかかる準備(資料作成等) | 30 | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 37 | | 本部員会議にかかる準備(資料作成等) | 30 | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 38 | 各施設の被災状況の把握・情報共有 | 台風・気象情報の情報共有 | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | 39 | | 災害時要援護者関連施設の被災状況の把握 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | | 40 | | 市町の要請に基づく在宅難病患者の状況把握 | 終日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | | 41 | | 県立学校の被災状況の把握・情報提供 | 終日 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 42 | | 公立小中学校・園の被災状況の把握・情報提供 | 終日 | | | | | | | | ○ | ○ | | | ○ | | | |
| | | 43 | | 私立学校の被災状況の把握・情報提供 | 終日 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |

三重県版タイムライン（案）

資料4-6

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>■台風の進路、速度によっては、TLレベル2から発動する可能性がある。</p> | <p>■各TLレベルにおける行動項目は、確認すべき項目という視点で記載している。必ず実施することを示すものではない。</p> | <p>■対象災害：本県に影響を及ぼす可能性がある台風 ■想定時間軸：概ね台風到達5日前～1日後 (原則、県災害対策本部廃止まで)</p> | <p>■生活・経済再建支援部隊内における各班が県の運用主体となる。 但し、県災害対策本部設置前となるTLレベル2までは、運用主体を各々の担当課に置き換える。</p> |
| <p>■三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」の定義 <u>「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」</u></p> | <p>また、各行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。</p> | | |

生活・経済再建支援部隊用

三重県版タイムライン(案)

■台風の進路、速度によっては、TLレベル2から発動する可能性がある。

■三重県版タイムラインにおける「ゼロ・アワー」の定義
「台風上陸や台風接近に影響した大雨等が想定される時点」

■各TLレベルにおける行動項目は、確認すべき項目という観点で記載している。必ず実施することを示すものではない。

また、各行動項目の実施については、順番にとらわれない臨機応変な対応が求められる場合があるので、留意が必要となる。

■対象災害:本県に影響を及ぼす可能性がある台風

■想定時間軸:概ね台風到達5日前～1日後

(原則、県災害対策本部廃止まで)

■凡例 ◎ ⇒ 主たるセクション・情報を発信する立場
○ ⇒ 関係セクション・情報を共有する立場

■生活・経済再建支援部隊内における各班が県の運用主体となる。

但し、県災害対策本部設置前となるTLレベル2までは、運用主体を各々の担当課に置き換える。

生活・経済再建支援部隊用

| いつ(何時) | | 何を(行動) | | | 誰が(運用主体) | | | | | | Concerned organization | | | |
|----------|---------------------------|--|---|------------------|---|---------|--|----------|---------|----------|------------------------|------------------------|-----|------------------------------|
| Time | State | Action | TL レ ベ ル & 項 目 No. | 行 動 内 容 | 行 動 項 目 | Minutes | Subject | | | | | Concerned organization | | |
| 目安となる時系列 | 想定される状況等 (自然現象や気象情報など) | | | 行 動 内 容 | 行 動 項 目 | | 行動項目を完了させるための目標 所要時間 【最大】 【分】 | 情報収集・分析班 | 生活再建支援班 | 事業者再建支援班 | 義援金受入配分班 | 各地域機関 | 他部隊 | 関係機関 日本赤十字社 三重県社会福祉協議会 |
| 当日 | ○特別警報 ○氾濫発生 ○土砂災害発生 | TLレベル5(緊急対応) ※台風が三重県へ接近もしくは通過し、重大な災害の発生するおそれが著しく大きくなる、または土砂災害や河川の氾濫が県域全体で発生していることなどで移行 (参考とするトリガー情報) □特別警報(大雨・暴風・高潮)など | 28 | 非常体制 | 非常体制への移行にかかる検討・決定(県庁講堂への移設) 各部隊配備要員の増強報告 | 90 | ◎ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| | | | 29 | | 災害対策統括会議の開催 | 120 | ◎ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| | | | 30 | | 本部会議の開催 | 30 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | | 31 | | | 30 | ○ | | | | | ○ | ○ | |
| | | | 32 | 被害情報の収集 | 県有施設(部隊内所管分)の被災状況確認 | 60 | ◎ | | | | | ○ | ○ | |
| | | | 33 | 中小企業復旧対策 | 被災による中小企業への影響の情報収集 | 3日 | ○ | | ○ | | | | | |
| | | | 34 | | 金融相談窓口の設置 | 3日 | ○ | | ○ | | | | | |
| | | | 35 | | 県融資制度の確保 | 3日 | ○ | | ○ | | | | | |
| 当日～1日後 | ○警報解除 ○避難勧告等解除 | TLレベル0(解除) ※台風が三重県から遠ざかる、または衰退し、重大な災害の発生するおそれがなくなることなどで決定 (参考とするトリガー情報) □警報解除など | 36 | 県災害対策本部の廃止 | 県災害対策本部の廃止 | 30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | 37 | 災害義援金の受入 | 災害義援金募集推進委員会、災害義援金配分委員会の設置 | 終日 | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | | | 38 | | 災害義援金の募集準備 | 2週間 | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ |

5 「南海トラフ地震に関する情報」について

平成29年9月26日、中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」は、これまでの地震予知を前提とした大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震について、現在の科学技術では確度の高い地震の予測はできないとする一方、南海トラフ沿いで発生する大規模地震については、発生の可能性が相対的に高まっているといった評価は可能であるとしました。

今後、中央防災会議では、静岡県や中部経済圏などをモデル地区に選定し、新たな防災対応を構築していく予定ですが、それまでの間、気象庁は暫定的に「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」を発表することとし、平成29年11月1日から運用が開始されました。

これに伴い、気象庁から「東海地震に関する情報」は発表されなくなることから、県では三重県地域防災計画に定める「東海地震に関する緊急対策」（※）について、運用を見合せます。

「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表される場合

- ①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。
- ②観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
- ③南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくないと評価された場合

1 県の防災対応

（1）情報収集・連絡体制の整備

①県の体制（「南海トラフ地震準備体制」）

気象庁が「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」を取ります。

②市町及び防災関係機関との連絡体制の確保

気象庁が発表した「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」は、県から県内市町および消防本部、陸上自衛隊、海上保安庁に配信するとともに、連絡体制を確保します。

③緊急部長会議の開催

「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」の受領から2時間後を目途に、知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長をメンバーとする緊急部長会議を開催し、県および市町が事前対応すべき事項の確認や県民への呼びかけ等を行います。

(2) 住民への広報

南海トラフ沿いの地震が発生した場合、本県に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることをふまえ、県民へ呼びかけ等を行い、最大限の減災を図ります。

また、県内市町には、それぞれの地域の災害特性に応じ、国・県の広報以外の項目も積極的に住民に広報するよう要請します。

(3) 所管する防災上重要な施設等の点検

県が所管する施設のうち、県民が利用する施設や防災上重要な施設や設備について、最大限に機能が発揮できるよう点検を行います。

また、県有施設以外の各部局の関連施設の点検についても、施設管理者に対し周知します。

(4) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認

三重県地域防災計画に定める項目が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施します。

また、三重県広域受援計画（仮称）の発動を想定し、受援体制を整えます。

(5) 「南海トラフ地震準備体制」廃止時期

おおむね1週間単位毎に、体制の必要性を総合的に判断します。

2 今後の対応方針

三重県地域防災計画をはじめとする東海地震に関する本県の既存の計画等については、国において新たな防災対応が定められ、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際に見直しを行ないます。

※「東海地震に関する緊急対策」について

東海地震では、地震予知を前提とした対応がとられることによる社会的混乱の発生や、地震発生直後の津波被害が懸念されたことから、国から東海地震に関する情報が発表された場合に講じるべき緊急対策を定めています。

県内では、木曽岬町、桑名市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市の10市町が、東海地震における地震防災対策強化地域に指定されています。

警戒宣言が発せられた場合、これら市町では学校の休校措置、金融機関の業務縮小、一般車両の流入制限、鉄道の運転休止などが実施されることとなっています。

「南海トラフ地震に関する情報」について (平成29年11月1日から運用開始)

別紙1

- 中央防災会議 防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において報告書が取りまとめられた。
- 報告書は、防災対策実行会議に答申され、官房長官より以下の3点が政府からの指示として出された。
 - ・検討体制の早期確立と防災対応の速やかなとりまとめ
 - ・間隙を作らない政府対応の実施
 - ・国民に対する迅速な情報提供の実施

→ 1. 南海トラフ地震に関する当面の情報(気象庁が発表)

「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)は、次の①～③の段階により発表される。

- ①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。
- ②観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
- ③南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

→ 2. 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)に基づく当面の対応

内閣府(防災担当)

- ①の情報が発表された場合
 - ・関係省庁に対する連絡等、所要の準備を開始
- ②の情報が発表された場合
 - ・関係省庁災害警戒会議を開催
 - ・国民に対して、今後の備えについて呼びかけ(日頃からの地震への備えの再確認を促す)

消防庁

- 関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに関係都府県(南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県)に連絡

指定公共機関を所管する関係省庁

関係省庁災害警戒会議の開催結果について、直ちに指定公共機関へ連絡

県に求められる対応

- ①情報収集・連絡体制の整備
- ②住民への広報
- ③所管する防災上重要な施設等の点検
- ④大規模地震発生後の災害応急対策の確認

「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)発表時に県が実施する防災対応について

別紙2

1. 「南海トラフ地震に関する情報」が発表された際の三重県の対応について

平成29年9月28日付けで政府が発出した『「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)』を踏まえた
南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について』を踏まえ、本県における対応を次のとおりとします。

なお、この対応は、平成29年11月1日から国において南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、適用します。

2. 情報収集・連絡体制の整備

(1) 県の体制(「南海トラフ地震準備体制」)

気象庁が「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」(配備人員は現在の「東海地震準備体制」に準じた人数)を取るものとします。なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」を取らず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとします。

(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保

気象庁が発表した「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」は、県から各市町、各消防本部、自衛隊、海上保安庁に配信するとともに、連絡体制を確保します。

(3) 緊急部長会議の開催

「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」の受領から2時間後を目途に、緊急部長会議を開催します。

3. 住民への広報

県の南海トラフ沿いの地震が発生した場合、三重県に大きな被害をもたらすのは強震動と大津波であることをふまえ、県民へ呼びかけ等を行い、最大限の減災を図るものとします。また、各市町には、それぞれの地域の災害特性に応じ、国・県の広報以外の項目も積極的に住民に広報するよう要請します。

4. 所管する防災上重要な施設等の点検

県が所管する施設のうち、県民が利用する施設や防災上重要な施設や設備について、最大限に機能が発揮できるよう、点検を行うものとします。また、県有施設以外の県の関連施設の点検についても、施設管理者に対し周知します。

5. 大規模地震発生後の災害応急対策の確認

三重県地域防災計画に定める項目が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施するものとします。また、三重県広域受援計画(仮称)の発動を想定し、受援体制を整えておくものとします。

※「南海トラフ準備体制」の廃止時期については、おおむね1週間単位毎に、体制の必要性を総合的に判断するものとします。

6 平成29年度三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練について

三重県において過去にも例があった、直下型地震（内陸部）と海溝型地震（沿岸部）が時間差で発生した場合を想定し、「市町自らの災害対応力向上」「内陸部と沿岸部の連携」および「三重県における受援体制の構築」を図る訓練を、2市1町と合同で実施しました。

また、県民の皆さんの防災意識向上を図るため、世界津波の日（津波防災の日）である11月5日にあわせて開催しました。

1 訓練日時・場所・想定

- (1) 日 時 平成29年11月5日（日）9時～12時
(2) 場 所 伊賀市立靈峰中学校、同市立西柘植小学校、
三重県広域防災拠点（伊賀拠点、紀北拠点）、
しらさぎ運動公園（伊賀市）、尾鷲港（尾鷲市）、
紀北町三浦地内 ほか
(3) 想 定 直下型地震および海溝型地震（南海トラフ地震）
(4) 主 催 三重県、伊賀市、尾鷲市、紀北町、三重県消防長会

2 参加規模

| | | |
|------------|----------------------------|---------|
| (1) 参加機関 | 自主防災組織、防災関係機関、医療機関、各種協定団体等 | 110 団体 |
| (2) 参加人数 | 住民（自主防災組織） | 2,514 人 |
| | 防災関係機関 | 993 人 |
| | 計 | 3,507 人 |
| (3) 訓練見学者数 | | 622 人 |

3 訓練内容

地域防災計画で定める「地域の災害特性」「住民参加」「関係機関との連携」の3つの視点を基本に訓練を実施しました。

特徴のある項目は次のとおりです。

(1) 三重県広域受援計画（仮称）の検証

現在策定中の三重県広域受援計画（仮称）の検証を目的として、三重県トラック協会や民間事業者等と連携して、県外から受け入れた支援物資を避難所まで届ける手順を確認しました。

伊賀地域については、県外からの支援物資を県広域防災拠点（伊賀拠点）と伊賀市物資拠点（しらさぎ運動公園）で受け入れ、緊急輸送ルートを確認しつつ、避難所へ配送しました。

県南部地域への物資については、ヘリにより伊賀拠点から県広域防災拠点（紀北拠点）へ、海上保安庁船艇により国の中継港（想定）から尾鷲港へそれぞれ搬送し、尾鷲市内の避難所へ配送しました。

(2) 救出・救助・救護訓練

倒壊家屋や火災への対応として、自主防災組織と消防団による初期対応に続き、消防・警察・自衛隊、医療機関が連携した各種活動や、警察によるご遺体の検視と遺族対応の訓練を実施しました。

(3) 避難所運営訓練

会場である霧峰中学校に自主防災組織が運営する避難所を開設し、避難所運営委員会のもと、総務班、情報班、食料物資班、救護衛生班、施設管理・避難者管理班等の各班が避難者や防災関係機関の協力を得て、各種訓練を実施しました。

(4) 南海トラフ地震への対応

地域住民による津波避難、ヘリによる孤立地域偵察、防災関係機関による救出・救助活動、ヘリや船艇による広域物資搬送等の訓練を実施しました。

(5) 災害情報ハブにかかる実証実験

現在内閣府において、ＩＣＴを活用し、被災状況、避難者の動向、物資のニーズと配送状況等を把握し、効率的、効果的な災害対策につなげることを検討しています。

熊本地震では車中泊避難者の把握と支援が課題となったことをふまえ、今回の訓練では、携帯電話の基地局情報の分析により避難所外避難者の所在・動向を把握するため、訓練に参加した住民を対象とした実証実験を、内閣府と共同で実施しました。